

## 特定非営利活動法人げんき 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3等および旭川市条例「旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、旭川市が指定する障害児通所支援事業の事業者として、事業所の概要および提供するサービス内容等について、契約締結前に説明するものです。

### 1. 事業者

事業者名称	特定非営利活動法人 げんき
代表者氏名	理事長 篠澤淳一
本社所在地	〒078-8232 旭川市豊岡2条4丁目6番24号
連絡先	電話 0166-85-6141 FAX 0166-85-6142
法人設立年月日	平成21年2月12日

### 2. 事業所

#### (1) サービスの目的

一人ひとりの障がい児に合わせた支援を行なうことによって、その子の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

#### (2) 運営方針

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、その子の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行なうものとします。

一、利用児・保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用児・保護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

二、地域との結びつきを重視すると共に関係市町村地域の福祉事業所との連携に努めるものとします。

三、児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）その他関係法令等を厳守いたします。

#### (3) 事業所の所在地等 別紙

#### (4) 営業日及び営業時間（職員を配置している時間）、サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日（日・祝祭日・8/14～16・12/30～1/3・管理者が緊急に営業不可能と決めた日を除く） 行事計画日の日祝祭日は営業。（不定期）
営業時間	9：00～18：00 （行事に伴い営業時間を変更する場合があります。また場合により時間外も営業する。）
サービス提供時間	9：00～17：00 （行事に伴い提供時間を変更する場合があります。また場合により時間外も提供する。）

### 3. 事業所の構造・設備 別紙

### 4. 職員体制等 別紙

### 5. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

#### (1) サービスの概要 別紙

#### (2) サービス料金 別紙

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

#### (3) その他の費用

創作的活動に係る材料費（用紙代・クッキング材料代等）は、いただきません。

行事参加にともなう実費（入場料・スキーリフト代等）は、実費相当額をご負担いただきます。

#### (4) 支払い方法

毎月20日までに利用料の請求書をお届けします。その月の末日までに現金でお支払い下さい。

児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

### 6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。【責任者：事業所管理者】

② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

③ 虐待防止に関する委員会を開催しています。

## 7. 身体拘束の適性化について

① 身体拘束に関する責任者を選定しています。【責任者：事業所管理者】

② 身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行ない、定期的な見直しを実施します。

③ 身体拘束時の記録について、その都度家族に提示を行ないます。

④ 身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。

⑤ 身体拘束に対する指針を策定しています。

⑥ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

## 8. 苦情解決の体制及び手順

提供したサービスに係る通所給付決定保護者、利用児又はその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

当法人相談窓口	電話番号 牧野大 0166-85-6141 利用時間 9:00~18:00 (日曜日、年末年始を除く)
居住地の市役所・町役場	福祉を担当する課 (福祉課、民政課、生活課など) 旭川市福祉保険部障害福祉課 0166-25-9855 美瑛町保健福祉課 0166-92-1111 (代表)
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでる2. 7 電話 011-204-6310 (専用電話) 受付日時 月~金曜日 (祭日を除く) 午前10時~午後4時
北海道 (保健福祉部)	〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (代表)

別紙「苦情解決処理体制及び手順」に従い、苦情に対する受け付け及び解決・処理体制を構築しています。

## 9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用児に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。その場合、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。 別紙

### 11. 事故発生時の対応方法について

事故が発生した場合は、北海道、市町村及び利用児の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行なうものとし、

保険会社名	あいおいニッセイ同和傷害保険株式会社
保険名	NPO活動総合保険
保障の概要	賠償責任保険・傷害保険

### 12. 非常災害時の対策

非常時の対応別途に定める消防計画により対応いたします。

平時の訓練別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回以上実施します。

### 13. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を行ないます。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定しています。

③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

### 14. 業務継続計画の策定について

① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

② 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

重要事項説明書 別紙

事業所名称	すきっぷ神楽	すきっぷ神楽II	すきっぷ豊岡	すきっぷADVANCE	すきっぷ美瑛 2nd
放課後等デイサービス	0152903118 H25.10.1指定	0152903571 H28.9.1指定	0152903480 H27.5.1指定	0152903712 H31.3.1指定	0153100201 H29.4.11指定
児童発達支援	0152903332 H25.10.25指定	0152903571 H28.9.1指定	0152903480 H27.5.1指定	0152903712 H31.3.1指定	0153100201 H29.4.11指定
日中一時支援		062 H30.9.1指定		075 R4.1.1指定	
事業所所在地	〒078-8232 旭川市豊岡2条4丁目6番24号	〒070-8005 旭川市神楽5条11丁目2番8号	〒078-8237 旭川市豊岡7条6丁目6番10号	〒078-8234 旭川市豊岡4条10丁目7番26号	〒071-0212 上川郡美瑛町旭町1丁目1番31号
電話番号	0166-85-6141	0166-85-7396	0166-56-6550	0166-56-7470	0166-73-8610
ファックス番号	0166-85-6142	0166-85-7398	0166-56-3442	0166-56-7470	0166-73-7501
通常の事業実施地域	旭川市 東川町 東神楽町 当麻町 美瑛町 鷹栖町				旭川市、東川町、美瑛町、東神楽町
利用定員	10名	10名	10名	10名	10名
開設年月日	平成24年1月4日	平成28年9月1日	平成27年5月1日	平成31年3月1日	平成29年4月11日
営業日	月曜日から土曜日（日・祝祭日 8/14~16・12/30~1/3を除く 行事計画日の日・祝祭日は営業。（不定期））				
営業時間	9:00~18:00				
サービス提供時間	9:00~17:00				

事業所の構造・設備

構造	木造亜鉛メッキ鋼板地下1階付2階建	木造2階建	木造亜鉛メッキ鋼板平屋建	軽量鉄骨造	木造2階建
延床面積	154.29㎡	109.3㎡	130.68㎡	150.77㎡	98.1㎡
支援室	2室	2室 内 日中一時支援1室	2室	3室 内 日中一時支援2室	2室
トイレ	2室 手洗い台あり	1室	1室	1室 手洗い台あり	1室 手洗い台あり
静養室兼相談室	1室	1室	1室	1室	1室
事務室	1室	1室	1室	1室	1室

職員配置

配置	管理者1名・児童発達支援管理責任者1名・保育士または児童指導員4~5名の配置
勤務体系	9:00~18:00（シフト表により変動）

その他

医療機関名称	医療法人社団 丘のうえこどもクリニック	医療法人社団 丘のうえこどもクリニック	医療法人社団 豊岡小児クリニック	医療法人社団 豊岡小児クリニック	医療法人社団 丘のうえこどもクリニック
所在地	〒078-8811 旭川市緑ヶ丘南1条2丁目 3-13	〒078-8811 旭川市緑ヶ丘南1条2丁目 3-13	〒078-8238 旭川市豊岡8条4丁目7-18	〒078-8238 旭川市豊岡8条4丁目7-26	〒071-0207 旭川市緑ヶ丘南1条2丁目 3-14
電話番号	0166-66-6006	0166-66-6006	0166-35-3303	0166-35-3303	0166-66-6007
診療科	小児科	小児科	小児科 内科 アレルギー科	小児科 内科 アレルギー科	小児科
入院設備	なし	なし	なし	なし	なし
誘導灯・消火器	あり	あり	あり	あり	あり
ガスもれ報知器	あり	あり	あり	あり	あり

# ご利用料金表

ご利用料は、放課後等デイサービス・児童発達支援事業の法定利用料に準じています。

## 基本的な金額

### 放課後等デイサービス

平日	
30分以上1時間30分以下	767単位 (職員配置によっては732単位)
1時間30分超3時間以下	802単位 (職員配置によっては767単位)
4時間以上5時間以下	894単位 (延長支援込・職員配置によっては859単位)
5時間以上	925単位 (延長支援込・職員配置によっては890単位)

土曜日・祝日・休業日	
3時間超5時間以下	859単位 (職員配置によっては824単位)
6時間以上7時間以下	951単位 (延長支援込・職員配置によっては916単位)
7時間以上	982単位 (延長支援込・職員配置によっては947単位)

### 児童発達支援

30分以上1時間30分以下	1,094単位 (職員配置によっては1,059単位)
1時間30分超3時間以下	1,121単位 (職員配置によっては1,086単位)
3時間超5時間以下	1,173単位 (職員配置によっては1,138単位)
6時間以上7時間以下	1,265単位 (延長支援込・職員配置によっては1,230単位)
7時間以上	1,296単位 (延長支援込・職員配置によっては1,261単位)

## その他の加算

○送迎加算	片道につき	54単位
○欠席時対応加算(月4回を限度)	1回につき	94単位
○個別サポート加算(該当者のみ)	1回につき	90~120単位 (利用日の職員配置によって変動)
○利用者負担上限額管理加算	1月につき	150単位
○福祉・介護職員処遇改善加算	①放	基本単位+加算単位の11.7%
	②児	基本単位+加算単位の11.4%

## 利用者負担について

原則9割を国や自治体が負担し、家庭では1割を負担することになります。この1割負担についても所得により上限が定められており、金額は世帯所得により3つの金額が設定されています。

上限金額	
①生活保護受給世帯もしくは市町村民税非課税世帯	0円
②市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
③上記以外	37,200円

※児童発達支援は無償化対象です。

児童デイサービスすきっぷ